

広島県小学校教育研究会(県小教研)視聴覚教育部会 会則

【名 称】

第 1 条 本会は、広島県小学校教育研究会(県小教研)視聴覚教育部会と称する。

【事務局】

第 2 条 広島市中区吉島西 3 丁目 4-60 に置く。
(広島市立吉島小学校内)

【目 的】

第 3 条 本会は、広島県教育委員会の指導のもとに、学習指導要領等の法令に則って自主的・創造的な教育活動を行い、本県小学校教育関係者の資質向上と学校教育の振興を図ることを目的とする。

【事 業】

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 研究会、講習会等の開催
- (2) 研究調査の実施
- (3) 研究成果についての刊行物の出版
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業及び関係機関との連携調整

【会 員】

第 5 条 本会は、本会の趣旨に賛同する県内小学校の教職員で構成する。

【入 会】

第 6 条 会員になろうとする者は、別に定めるところにより部会長に申し出る。

【役 員】

第 7 条 本会には次の役員をおく。

- (1) 部 会 長 1 名
- (2) 副部会長 4 名
- (3) 常任理事 若干名
- (4) 理 事 若干名
- (5) 監 査 2 名
- (6) 幹 事 若干名

2 部会長、副部会長、常任理事、監査は、理事会の推薦による。幹事は部会長が委嘱する。

3 部会長、副部会長については、校長の職にあるものとする。

【役員の仕事】

第 8 条 役員の仕事はつぎのとおりとする。

- (1) 部会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故ある時または部会長が欠けたときその職務を代理し、または代行する。
- (3) 常任理事は、本会の会務を分担処理する。
- (4) 理事は、本会の会務に参画する。
- (5) 監査は、会計を監査する。

(6) 幹事は、事務的な会務を処理する。

【任期】

第9条 役員の任期は1年とする。ただし、欠員または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

【理事会】

第10条 部会長は、本会の運営等について協議が必要な場合は、理事会を招集する。

2 本会は、第7条に定める役員で構成する。

3 本会においては、次のことを審議決定する。

(1) 事業計画及び報告に関すること。

(2) 予算及び決算に関すること。

(3) その他、必要な事項に関すること。

【会計】

第11条 本会の運営経費は、会費、その他の収入をもって充てる。

2 会費の額は理事会において別に定める。

3 本会の事業(会計)年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

【事務局】

第12条 本会において別に定める学校に事務局をおく。

2 事務局長並びに事務局に関わるその他の役員は部会長が委嘱する。

【除名】

第13条 会員が教育研究会及び視聴覚教育部会の目的に反する行為を行った場合、役員の4分の3以上の賛成により、除名することができる。

【会則改正】

第14条 この会則の改正は、役員の4分の3以上の同意及び広島県教育委員会の承認を得なければならない。

【その他】

第15条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、会長が定める。

【設立年月日】

第16条 本会の設立年月日は昭和26年4月1日とする。

付 則 この会則に定めるものの他、本会の運営に必要な事項は、部会長が定める。

2 この会則は、平成24年4月1日から施行する。

3 この会則は、一部改正し、令和2年4月1日から実施する。